

いいともあいちブランド力強化事業（小麦ブランド化） 事業委託先募集要項

1 事業の目的

愛知県が開発した小麦品種「きぬあかり」と「ゆめあかり」は、それぞれが異なる特徴を持つため、麺やパン、菓子など様々な用途に利用することができ、今後の愛知県の食文化を支える小麦として期待されている。

「きぬあかり」は、うどんやきしめん等の日本麺や菓子に適した小麦であり、県内での生産量も順調に拡大し、実需者（製粉、製麺事業者等）からも高い評価を得ている。しかし、消費者の認知度は必ずしも高くないため、消費者の認知度向上に向け、用途拡大や新たな商品開発を促す必要がある。

一方「ゆめあかり」は、パンや中華麺に適した小麦で、平成26年に品種登録されており、まだ生産者・実需者など関係者からの認知度は低く、ブランド化に向けた認知度向上の取り組みが今後の重要課題となっている。

そこで、「きぬあかり」、「ゆめあかり」に関する情報を広く発信し、認知度を高め、消費の拡大を図ることで、愛知県の2大小麦ブランドとして確立することを目的とする。

2 委託業務の明細

別添「いいともあいちブランド力強化事業（小麦ブランド化）委託業務仕様書」業務の内容のとおり。

3 応募資格

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 「平成28・29年度愛知県入札参加資格者名簿」登録事業者で、業務（大分類）「3. 役務の提供等」のうち、営業種目（中分類）「03. 映画等製作・広告・催事」に登録されていること。
- (3) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に掲げる排除措置の対象となる団体ではないこと。
- (7) 応募日現在において手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者であること。
- (9) 愛知県から、製造の請負、物件の買入その他の契約にかかる指名停止の措置を提案書受付期間に受けていないこと。

4 募集期間

平成29年9月20日（水）から平成29年10月4日（水）まで

5 契約方法

事業の実施にあたっての企画提案を公募により広く募り、最も優れた企画提案者として選定された1者と業務基本仕様及び契約金額を委託金額限度額の範囲内で協議した上で仕様書を作成し、委託契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議するものとする。

6 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

1,089,000円以内（消費税及び地方消費税込み）

(3) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2の規定により、契約金額の100分の10以上の額とする。

（あるいは、愛知県財務規則第129条の3の規定により免除する。）

(4) 契約期間

契約締結日から平成30年3月23日（金）までとする。

(5) 委託料の支払条件

精算払いとする。

7 その他

(1) 企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件下で、その額を超えることは認めないこととする。

(2) 提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

(3) 受託者は受託事業の実施にあたり、委託者と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を随時、委託者に報告すること。

(4) 受託者は、事業の遂行上必要と認められるものであって、本要領の解釈に疑義が生じた事項及び要領に明記していない事項については、委託者と協議し、委託者の指示に従わなければならない。

(5) 受託者は、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。

(6) 受託者は、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は協力すること。

(7) 委託者職員は、随時委託事業の事業に立ち会うことができるものとする。

(8) 採用された企画の著作権は、委託者に帰属するものとする。

(9) 受託者は、成果物について第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

8 応募方法等

(1) 企画提案書の提出

本事業の受託希望者は、下記により企画提案書を提出する。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（別紙様式）… 7部（正1部、副（写し）6部）

※ 提案者の概要、事業実施体制、事業の実施方法及び事業費の積算を含む。

(イ) 添付書類… 7部（正1部、副（写し）6部）

- 実需者交流会のブース設置案
- 「ゆめあかり」のシンボルマークのデザイン案（カラー版）
- 「ゆめあかり」のぼりのデザイン案
- 定款又は寄付行為
- 法人の概要がわかる資料
- 決算報告書（応募日の直近2か年）
- 諸規定（委託対象経費の積算基礎となるもの）
- 国税及び地方税を滞納していないことの証明書
- 社会的価値の実現に資する取組の申告書

「社会的価値の実現に資する取組に関する申告書」（別紙1）に記載されている取組について該当する取組がある場合、必要書類及び添付書類を添付すること。

イ 提出期限

平成29年10月4日（水）午後5時（必着）

※ 募集期間の受付時間は、土日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

この期限までにすべての必要書類の提出がないものは、受付することができない。

ウ 提出方法

持参若しくは郵送等で提出する。

※ 郵送等の場合は、配達の場合で期限時刻までに届かない場合もあるので、期限に余裕を持って送付すること。

(2) 企画提案書作成上の注意

ア 企画提案書は、別紙様式記入例の朱書きに留意して、わかりやすく簡潔に記載する。

イ 用紙はA4縦とし、ページ番号を付けた両面印刷とする。但し、シンボルマークやのぼりのデザインを示す場合は、A3の折り込みも可とする。

ウ 企画提案に係る費用は企画提案者の負担とする。

エ 企画提案は1事業者1案とする。

オ 応募書類は返却しない。

カ 提出期限後の問合わせ、書類の追加・修正は認めない。

(3) 応募に関する問合せ先及び提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県農林水産部園芸農産課 稲・麦・大豆グループ

担当 谷、鈴木

電話 052954-6420 (ダイヤルイン)

FAX 052954-6932

E-mail: engei@pref.aichi.lg.jp

※ 応募に関する問合せはファックス又は電子メールとし、質問に対する回答は園芸農産課ホームページ (<http://www.pref.aichi.jp/engei/>) にできるだけ速やかに掲載し、個別には回答しない。

なお、ファックスの送り状、電子メールの件名等に「小麦事業に係る質問」と明記すること。

9 公募説明会の開催

(1) 開催日時

平成29年9月27日(水) 午前10時30分から午後11時30分まで

(2) 開催場所

愛知県庁 西庁舎 5階 農林水産部共用会議室

(3) 申込期限

平成29年9月25日(月) 午後5時

(4) 申込方法

「事業者名」、「出席者氏名」、「事業所住所」、「事業所電話番号」、「事業所ファックス番号」、「事業所電子メールアドレス」を明記の上、ファックス又は電子メールで申し込むこと(様式自由、電子メールの場合は本文でも可)。

なお、ファックスの送り状、電子メールの件名等に「小麦事業説明会の参加について」と明記すること。

(5) 申込先

「10(3) 応募に関する問合せ先及び提出先」に記載のファックス又は電子メールアドレスと同じとする。

(6) その他

ア 必要書類は、出席者が県ウェブページからプリントアウトし持参すること。

イ 本説明会に出席することが応募の必要条件とはならない。

ウ 本説明会への出席に係る費用は出席者の負担とする。

エ 各事業者の出席者数は最大2名とする。

10 提案の審査・選定

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、県職員等による審査委員会により審査・選定を行う。

なお、審査委員会の構成員氏名等については公表しない。

(2) 審査委員会

審査委員会において、企画提案者からプレゼンテーションを行うこととする（企画提案者あたり説明10分、質疑応答5分を予定）。

なお、審査委員会を下記により開催する

ア 開催日時（予定）

平成29年10月中旬

※ 企画提案者は、自己のプレゼンテーション時間のみ入室。

プレゼンテーション時間については、追って電子メール等で連絡する。

イ 開催場所

愛知県庁 西庁舎 5階 農林水産部共用会議室

ウ 集合場所

愛知県庁 西庁舎 5階 農林水産部園芸農産課

エ その他

審査委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問合せには応じないこととする。

なお、審査委員会への出席に係る費用は企画提案者の負担とする。

また、プレゼンテーションは企画提案書に基づき行うこととし、追加資料やパワーポイント等は利用しないこととする。

(3) 予備審査

企画提案書の応募件数が6件以上の場合は、審査委員会を円滑に行うため、審査委員会の審査に先立ち、提出された企画提案書について、県職員による予備審査会を行う。

なお、予備審査会の構成員氏名等については公表しない。

ア 審査方法

(ア) 企画提案書等についての書面審査を行う。

(イ) 審査基準については審査委員会に準じて行う。

(ウ) 応募のあった企画提案書について順位を付け、上位5件を審査委員会へ付議する。

(エ) 予備審査会の審査結果については、審査委員会での審査に影響を及ぼさないものとする。

(オ) 予備審査の審査結果については、すべての企画提案者に対し、電子メール等で通知する。

イ その他

予備審査会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問合せには応じないこととする。

(4) 審査基準

審査については、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

事業評価項目

ア 事業の実施体制について

イ 企画提案内容について

実需者交流会のブース設置、「ゆめあかり」シンボルマーク、「ゆめあかり」

PR資材

ウ 応募資格について

エ 経費積算の妥当性について

社会的取組項目

オ 環境マネジメントシステムの導入について

カ 障害者への就業支援について

キ 女性の活躍促進について

ク ワーク・ライフ・バランスの推進について

(5) **決定**

審査委員会の審査結果を踏まえて、委託者が採択する企画提案を決定する。

(6) **通知**

審査結果については、すべての企画提案者に対して郵送で通知する。

(7) **契約**

審査委員会において最も優れた企画提案者として選定された1者と委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

11 スケジュール（予定）

平成29年	9月20日（水）	記者発表及び公募開始
平成29年	9月27日（水）	公募説明会
平成29年10月	4日（水）	企画書提出期限
平成29年10月	中旬	審査委員会による審査、優良企画提案の選定
平成29年10月	中旬	審査結果の通知
平成29年10月	中旬	委託契約締結
平成30年	3月 下旬	事業完了日
平成30年	3月 下旬	完了確認
平成30年	3月 下旬	額の確定
平成30年	3月 下旬	委託料の支払い